

**公益社団法人全日本トラック協会 令和5年度「働きやすい職場認証制度」
認証取得費助成事業 実施要領**

(事業の趣旨)

第1条 公益社団法人全日本トラック協会(以下「全ト協」という)は、公益社団法人福岡県トラック協会(以下「福ト協」という)の会員事業者が、運転者不足に対応するための総合的な取り組みの一環として、国が創設した「働きやすい職場認証制度(正式名称:運転者職場環境良好度認証制度)」の認証取得(新規認証または継続認証)に対する支援を行う。

(助成対象期間)

第2条 令和4年4月1日から令和6年2月末日の期間に「働きやすい職場認証制度」の認証を取得した費用を助成対象とする。

2 前項に規定する期間に取得したものであっても、予算額に達した場合は、その時点で申請受付を終了する。

(助成対象)

第3条 次の「働きやすい職場認証制度」の認証取得にかかる費用を助成対象とする。

- (1) 新規認証取得(上位認証取得を含む)にかかる審査料・登録料
- (2) 同位認証継続にかかる審査料・登録料

(予算額)

第4条 7,000万円(全国)

(助成額)

第5条 助成額は次の通りとする。

- (1) 新規認証取得(上位認証取得を含む) 30,000円を上限に助成
- (2) 同位認証継続 20,000円を上限に助成

(助成金の交付請求)

第6条 助成金の交付を受けようとするときは、令和6年2月末日までに次の申請書類を福ト協に提出しなければならない。

- ① 令和5年度「働きやすい職場認証制度」認証取得助成申請書
- ② 働きやすい職場認証登録証の写し
- ③ 働きやすい職場認証制度 審査申込書(様式A)の写し
- ④ 働きやすい職場認証制度 申請にかかる本社・営業所一覧(様式B)の写し
- ⑤ 審査・登録に係る領収証の写し又は支払いを証する書類

(助成金の交付)

第7条 福ト協は受理した申請書類を全ト協に提出し、全ト協の審査を経て交付された助成金を当該事業者に交付する。

(助成金の返還)

第8条 助成金の交付を受けた事業者は、次のいずれかに該当するとき、全ト協の請求に基づき助成金の全額もしくは一部を返還しなければならない。

(1) 本実施要領その他全ト協が定める事項に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、原則として、当分の間、全ト協が行うすべての助成事業に係る申請受付又は交付決定を行わないものとする。

(附則)

1. 本実施要領は、公益社団法人全日本トラック協会が定める「『働きやすい職場認証制度』認証取得費助成事業交付要綱」に基づき、公益社団法人福岡県トラック協会が定め、令和5年4月1日より適用する。

2. 令和5年4月12日 第6条一部変更